

特別支援教育の充実方針の策定について（案）

1 現状および課題

長期計画において、特別支援学級の教育を充実するため、計画的に区内の小中学校に知的障害学級および情緒障害等通級指導学級等の設置を行ってきた。（現状については資料のとおり）

知的障害学級は区立小学校 16 か所に対し、区立中学校は 8 か所の設置であり、特に中学校では地域的に偏在している状況となっている。

また、情緒障害等通級指導学級については平成 28 年度から 3 か年をかけて、区立小学校すべてに特別支援教室を設置し、児童が通級ではなく在籍校内で指導を受けることができるようになる。引続き区立中学校についても、東京都教育委員会では情緒障害等通級指導学級から特別支援教室への移行を進めていく予定である。

一方、言語障害学級については区立小学校 4 か所に配置されているのみであり、それぞれの学級が多くの児童への指導を行わざるを得ない状況であり、指導場所の確保が困難であるなどの影響がでている。

2 今後の対応の基本的な考え方について

知的障害学級

区立小中学校への新たな設置を進めていくが、特に区立中学校への設置を優先的に進める。設置は原則として、校舎改築時に合わせて行う。平成 31 年度までの学級設置スケジュールを策定する。

特別支援教室

平成 28～30 年度にかけて区立小学校すべてに特別支援教室を開設する。引続き、東京都教育委員会の動向をみながら、区立中学校への導入を検討する。

言語障害学級

区立小学校への新たな設置を進めていくが、普通教室 3 室程度のスペースを要することから、空き教室の状況などを確認しながら設置を進めていく。平成 31 年度までの学級設置スケジュールを策定する。

特別な配慮を要する児童への新たな支援について

東京都発達障害教育推進計画において、情緒障害等通級指導学級または特別支援教室による指導で学習や生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒につい

て、教育的な支援の充実を図ることとなっている。また、区立小中学校内に肢体不自由の児童・生徒を受入れる特別支援学級を設置することに関する陳情が区議会に提出されている。

今後、これらの特別な配慮を要する児童への新たな支援について、検討を進めていくこととする。

3 検討の進め方について

「特別支援教育推進委員会」での検討のほか、庁内検討組織として学務課・教育指導課の職員による庁内検討会を開催し、区としての考え方をまとめる。